

# 国立大学法人のガバナンス・コードにかかる 適合状況等に関する報告書(令和3年度)

令和3年度報告書作成日 令和3年9月30日

最終更新日 令和3年9月30日

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和 3年 4月 1日
国立大学法人名		国立大学法人富山大学
法人の長の氏名		齋藤 滋
問い合わせ先		総務部企画評価課 TEL: 076-445-6040 E-Mail: hyouka[at]adm.u-toyama.ac.jp ※ お問い合わせの際は[at]を@に変更願います。
URL		<a href="https://www.u-toyama.ac.jp/">https://www.u-toyama.ac.jp/</a>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	<p>(1) 確認の方法</p> <p>令和3年度第3回経営協議会(令和3年6月22日開催)において、国立大学法人ガバナンス・コードに係る令和3年度の適合状況等に関する報告書(案)、令和2年度の経営協議会委員からの意見への対応状況及び公表スケジュールについて説明し、審議の結果、経営協議会委員に公表案確認を行った上で公表することとして承認した。</p> <p>なお、経営協議会委員からの意見と対応については次項のとおりである。</p> <p>(2) 経営協議会委員からの意見と回答・対応</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>学外委員は会議を通して大学に関わっているが、会議の場だけでは大学の実態を理解するのは難しいと感じている。会議とは別に、学外委員が大学を知るための情報交換の場を検討してほしい。</p> <p><b>【回答及び対応】</b></p> <p>経営協議会において、通常の審議以外に、学内見学や各学部の取組のプレゼンテーション等を実施することを検討している。実施内容については、学外委員からも希望を募り、大学からの一方通行な情報提供にならないよう工夫していくこととしたい。</p> <p>また、新規委員就任の際に本学に関する資料配付・説明等を行うこと、通常開催の際にニュースリリース等を参考資料として配付することにより、本学の主な取組を学外委員に紹介し、本学を知ってもらう一助とする。</p>
監事による確認	更新あり	<p>(1) 確認の方法</p> <p>令和3年度第3回経営協議会(6月22日開催)において、国立大学法人ガバナンス・コードに係る令和3年度の適合状況等に関する報告書(案)説明した。監事からの意見と対応については次項のとおりである。</p> <p>(2) 監事からの意見と回答・対応</p> <p><b>【意見1】</b></p> <p>令和3年度の適合状況等に関する報告書の当初案については、ガバナンス強化に関する具体的取組の更新内容が乏しいように見える。具体的な取組事項を追記するとともに、今後のガバナンス・コードの報告書の公表に当たっては、前年度基準日から当該年度の基準日までに行った、ガバナンス強化に関する具体的な取組を記載していくべきではないか。</p> <p><b>【回答及び対応1】</b></p> <p>御指摘の趣旨を踏まえ、新たに行った取組については、その時期を記載することで更新したことが分かるようにした。</p> <p>今後、令和4年度の適合状況等の報告に当たっては、令和3年度中に行ったガバナンス強化に関する取組を具体的に記載する。</p>

**【意見2】**

総合的な人事方針など、ガバナンス・コードの原則等で、策定・公表すべきこととなっている人事や人材育成の方針等について、十分な水準とは言い難いものがある。他大学の好事例も参考にしながら、改善していただきたい。

**【回答及び対応2】**

人事や人材育成の策定・公表に関する原則・補充原則等については、他大学の好事例を参考にしつつ、次年度以降に向けて内容の見直しを図り、よりよいものとなるよう改善に努める。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		該当なし

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

注: 字句の訂正、ウェブサイトのURL等の修正を除き、更新した項目は「更新あり」としている。

記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>国立大学法人富山大学(以下「本法人」とする。)では、自らが定めた富山大学(以下「本学」とする。)の理念と、これに基づき定めた基本的な目標、第3期中期目標期間※1における中期目標、文部科学省との意見交換により定義した本学のミッション※2及び学長が目指す大学像を定めた「Saito Vision 2019」について公表している。</p> <p>▶ 富山大学の理念と目標  <a href="https://www.u-toyama.ac.jp/outline/vision/philosophy/">https://www.u-toyama.ac.jp/outline/vision/philosophy/</a>                      中期目標  <a href="https://www.u-toyama.ac.jp/outline/goal-plan/plan/">https://www.u-toyama.ac.jp/outline/goal-plan/plan/</a>                      本学のミッション  <a href="https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/public/mission-redefinition/">https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/public/mission-redefinition/</a>                      「SaitoVision2019」  <a href="https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/saitoVision2019.pdf">https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/saitoVision2019.pdf</a></p> <p>また、目標を実現するための具体的な戦略及び道筋として、中期計画、年度計画及び「SaitoVision2019 ActionPlan」を策定し、公表している。</p> <p>これらは、経営協議会学外委員、地域住民、地域企業等の関係者からの意見や、本学及び国立大学法人全体に求められる社会の要請を把握し考慮しながら、策定している。</p> <p>▶ 中期計画、各年度計画  <a href="https://www.u-toyama.ac.jp/outline/goal-plan/plan/">https://www.u-toyama.ac.jp/outline/goal-plan/plan/</a>                      「SaitoVision2019 ActionPlan」  <a href="https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/saitoVision2019.pdf">https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/saitoVision2019.pdf</a></p> <p>※1 国立大学法人の中期目標期間は国立大学法人法第30条により6年間と規定されており、令和2年度は、第3期中期目標期間(平成28年度～令和3年度)に該当                      ※2 国立大学改革の一環として、各国立大学と文部科学省が意見交換を行い、研究水準、教</p>

		育成果、産学連携等の客観的データに基づき、各大学の強み・特色・社会的役割(ミッション)を整理し、再度定義したミッション。「ミッションの再定義」と呼称						
<b>補充原則1-2④</b> 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等	更新あり	<p>本法人の目標・戦略のうち、中期目標、中期計画及び年度計画に基づき実施した事項等については、国立大学法人法第31条の2に基づき、進捗状況検証結果及び改善結果等にかかる自己評価を報告書※1としてとりまとめ、文部科学省国立大学法人評価委員会の評価を受けることとなっており※2、報告書及び評価結果等を公表している。</p> <p>▶各報告書及び評価結果等</p> <p><a href="https://www.u-toyama.ac.jp/outline/goal-plan/assessment/">https://www.u-toyama.ac.jp/outline/goal-plan/assessment/</a></p> <p>「SaitoVision2019」については、令和2年度中に進捗状況を検証※3し、本学ウェブサイトにおいて公表した。また、令和3年度には進捗状況及び検証結果を踏まえた新たな学長ビジョンを策定し、公表予定である。</p> <p>※1 各事業年度に係る業務の実績に関する報告書、各中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書、中期目標の達成状況報告書</p> <p>※2 第3期中期目標期間の評価スケジュールと評価内容は以下のとおり。(各年度末に自己評価を行い、翌年度中に評価受審及び公表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標期間4年目の年度(令和元年度)</li> <li>→ 当該事業年度の業務実績・4年目までの状況及び期間終了時の見込</li> <li>・中期目標期間最後の年度(令和3年度)</li> <li>→ 当該事業年度に業務実績・中期目標期間全体の業務実績</li> <li>・上記以外の年度 → 当該事業年度の業務実績</li> </ul> <p>※3 策定が年度途中(令和元年10月)であったことから、進捗状況の検証は令和2年度末とした</p>						
<b>補充原則1-3⑥(1)</b> 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		<p>本法人の経営及び教学運営に係る審議機関として、国立大学法人法第25条、第27条、第28条及び国立大学法人富山大学学則第38条から第40条に基づき、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を設置している。</p> <p>構成員及び審議内容は以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">審議機関名</th> <th style="text-align: center;">構成員</th> <th style="text-align: center;">審議内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">役員会</td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学長</li> <li>・ 理事</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top;">           以下に掲げる本法人の重要事項を審議           <ol style="list-style-type: none"> <li>① 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項</li> <li>② 法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項</li> <li>③ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</li> <li>④ 富山大学及びその学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項</li> <li>⑤ その他役員会が定める重要事項</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	審議機関名	構成員	審議内容	役員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学長</li> <li>・ 理事</li> </ul>	以下に掲げる本法人の重要事項を審議 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項</li> <li>② 法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項</li> <li>③ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</li> <li>④ 富山大学及びその学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項</li> <li>⑤ その他役員会が定める重要事項</li> </ol>
審議機関名	構成員	審議内容						
役員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学長</li> <li>・ 理事</li> </ul>	以下に掲げる本法人の重要事項を審議 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項</li> <li>② 法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項</li> <li>③ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</li> <li>④ 富山大学及びその学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項</li> <li>⑤ その他役員会が定める重要事項</li> </ol>						

		<p>経営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 学長</li> <li>• 学長が指名する理事</li> <li>• 事務局長</li> <li>• 上記以外で大学に関し広くかつ高い識見を有するものから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの 12人以内(※会議の過半数は本項目の委員でなければならない)</li> <li>• その他学長が必要と認めた職員</li> </ul>	<p>以下に掲げる本法人の経営に関する重要事項を審議</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 中期目標についての意見に関する事項のうち、経営に関するもの</li> <li>② 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、経営に関するもの</li> <li>③ 学則(本学の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項</li> <li>④ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</li> <li>⑤ 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項</li> <li>⑥ その他本学の経営に関する重要事項</li> </ol>
		<p>教育研究評議会</p> <p>以下の評議員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 学長</li> <li>• 理事</li> <li>• 副学長</li> <li>• 生命融合科学教育部、医学薬学教育部、理工学教育部及び教職実践開発研究科の長</li> <li>• 学部長</li> <li>• 教養教育院長</li> <li>• 和漢医薬学総合研究所長</li> <li>• 附属病院長</li> <li>• 学系長</li> <li>• 学系の教授 各1人</li> <li>• 附属病院に配置する教授 1人</li> <li>• 事務局長</li> </ul>	<p>以下に掲げる本学の教育研究に関する重要事項を審議</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 中期目標についての意見に関する事項(経営に関する事項を除く。)</li> <li>② 中期計画及び年度計画に関する事項(経営に関する事項を除く。)</li> <li>③ 学則(経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項</li> <li>④ 教員人事の方針に関する事項</li> <li>⑤ 教育課程の編成に関する方針に係る事項</li> <li>⑥ 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項</li> <li>⑦ 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項</li> <li>⑧ 教育及び研究の状況について本学が行う点検及び評価に関する事項</li> <li>⑨ その他本学の教育研究に関する重要事項</li> </ol>
<p>▶ 国立大学法人富山大学学則  <a href="http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0101001.pdf">http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0101001.pdf</a></p>			

<p><b>補充原則1-3⑥(2)</b></p> <p>教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>	<p>本法人におけるダイバーシティの確保については、「富山大学ダイバーシティ推進宣言」により、ジェンダー平等をより一層推進し、性別、性的指向と性自認(SOGI)、障がいの有無、年齢、文化、宗教、信条、国籍などの多様性を尊重し、それぞれが自らの能力を発揮し、皆が生き生きと活躍できる教育・研究・職場環境づくりを進めることを宣言し、公表している。また、障害者雇用に関しては、障害者雇用推進室を設置し、障害者の積極的かつ計画的な雇用を推進している。</p> <p>➤富山大学ダイバーシティ推進宣言  <a href="https://www.u-toyama.ac.jp/outline/other-info/gender-equal/">https://www.u-toyama.ac.jp/outline/other-info/gender-equal/</a></p> <p>職ごとの人事については、以下の人事方針を定めた上で実施している。</p> <p>○教員</p> <p>「富山大学における教員採用・選考についての指針」において、教員の採用に際しては、広く優秀な人材を求めるため、公募を原則とした上で、次の点を考慮することを定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本学の中期目標・中期計画の達成に資するものであること</li> <li>・大学として定めた改革方針、戦略等に沿ったものであること</li> <li>・本学の教育研究機能の強化に資するものであること</li> <li>・若手教員(令和3年度末年齢が40歳未満)及び女性教員の積極的な採用を推進するものであること</li> </ul> <p>また、選考に当たっては、業績の公正な評価方法を構築し、教員選考の客観性及び透明性を高めるよう努めることとしている。</p> <p>教員の職階構成及び年齢構成の適正化に向けては、「本学の研究力向上と教育研究の活性化に向けての教員の職階構成及び年齢構成の適正化への取組方針」において、数値目標を定めた上で、全学的な支援策を行っている。</p> <p><b>【第4期中期計画終了年度(令和9年度)末までの数値目標】</b></p> <p>若手教員比率 30%を達成</p> <p>女性教員比率 令和元年度の数値を起点として毎年度1%ずつ向上</p> <p>○事務及び技術職員</p> <p>国立大学法人等職員採用試験による採用のほか、実務経験及び専門的知識を有する者を対象とした大学独自の採用試験(キャリア試験)、非常勤職員等を対象とした職員採用試験(事務職員のみ)を実施している。</p> <p>採用後は「富山大学事務系職員の人事異動方針」に基づく人事計画により、昇任、配置換え等を含む人事を実施している。</p> <p>○附属病院に勤務する医療従事者等</p> <p>看護部、薬剤部等の各部において定める人事計画に基づく採用及びキャリアアップに向けた取組を実施している。</p>
<p><b>補充原則1-3⑥(3)</b></p>	<p>本法人の中期的な財務計画として、中期計画において、当該中期目標期間の予算</p>

<p>自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>	<p>(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画について、経営協議会及び役員会での審議を経て策定している。</p> <p>策定に当たっては、外部資金の獲得状況、附属病院の収支状況及び施設整備計画等について、担当部署からの聴取等を行い、収支の見通しを図っている。</p> <p>▶ 中期計画(第3期中期目標期間)</p> <p><a href="https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/Re-mid_plan03_03.pdf">https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/Re-mid_plan03_03.pdf</a></p>				
<p><b>補充原則1-3⑥(4)</b> <b>補充原則4-1③</b></p> <p>教育研究の費用及び成果等(法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>	<p>本法人の活動状況や資金の使用状況等については、国立大学法人法第35条、独立行政法人通則法第38条及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、毎事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を作成し、大学ウェブサイトにおいて公表を行っている。</p> <p>また、コストの見える化に向け、財務状況や教育研究等の成果を数値とグラフで示した財務レポートを作成するとともに、平成30年度決算分からは、セグメントごとの教育・研究経費等の執行状況を示し、教育研究評議会、経営協議会等において周知を図るほか、大学ウェブサイトでの公表を行い、オープンキャンパス、ホームカミングデー等においても、ステークホルダーに内容の説明を行っている。</p> <p>▶ 財務諸表等</p> <p>(財務諸表、事業報告書、決算報告書、監事の監査報告書、会計監査人の監査報告書、財務レポート(セグメント別の執行状況を含む))</p> <p><a href="https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/public/corporate/">https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/public/corporate/</a></p>				
<p><b>補充原則1-4②</b></p> <p>法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針</p>	<p>本法人経営を担う人材育成の方針として、中堅、管理職・部局長クラス等の各階層の適任者を、学長等を補佐する役職となる副学長、学長補佐に登用し、「ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ(国立大学協会)」等の外部研修に積極的に参加させるなどしている。</p> <p>また、従来、学長及び理事のみで実施していた学長理事懇談会※について、令和元年度からは副学長、学長補佐等を構成員に加えており、本学の法人経営方針に関する意見交換や、議題立案の過程における意見交換に参加することによる、人材育成の機会を設定している。</p> <p>※ 役員会等に諮る案件のうち、案件担当理事が、立案に向けたブラッシュアップのために、早い段階で学長・理事等と多角的な観点からの意見交換が必要と判断する事項や、学長・理事間で情報共有すべき事項の進捗状況・問題点等を共有する懇談会</p>				
<p><b>原則2-1-3</b></p> <p>理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>	<p>理事、副学長等の職務に必要な能力やその責任、権限については、以下の各規則に定めた上で、学長が選任・配置を行っている。</p> <table border="1" data-bbox="550 1917 1477 2112"> <thead> <tr> <th data-bbox="550 1917 790 1966">職名</th> <th data-bbox="790 1917 1477 1966">必要な能力等、責任、権限等を定める規則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 1966 790 2112">理事</td> <td data-bbox="790 1966 1477 2112">           富山大学学則第20条  <a href="http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0101001.pdf">http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0101001.pdf</a>            富山大学役員規則第3条         </td> </tr> </tbody> </table>	職名	必要な能力等、責任、権限等を定める規則	理事	富山大学学則第20条 <a href="http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0101001.pdf">http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0101001.pdf</a> 富山大学役員規則第3条
職名	必要な能力等、責任、権限等を定める規則				
理事	富山大学学則第20条 <a href="http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0101001.pdf">http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0101001.pdf</a> 富山大学役員規則第3条				

		<table border="1"> <tr> <td></td> <td><a href="http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102001.pdf">http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102001.pdf</a></td> </tr> <tr> <td>副学長</td> <td>富山大学学則第25条から第27条の3</td> </tr> <tr> <td>学長特別補佐</td> <td>富山大学副学長に関する規則第2条</td> </tr> <tr> <td>学長補佐</td> <td><a href="http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102010.pdf">http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102010.pdf</a></td> </tr> <tr> <td>学長特命補佐</td> <td>富山大学学長特別補佐に関する規則第2条</td> </tr> <tr> <td>理事補佐</td> <td><a href="http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102011.pdf">http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102011.pdf</a></td> </tr> <tr> <td></td> <td>富山大学学長補佐に関する規則第2条</td> </tr> <tr> <td></td> <td><a href="http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102012.pdf">http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102012.pdf</a></td> </tr> <tr> <td></td> <td>富山大学学長特命補佐に関する規則第2条</td> </tr> <tr> <td></td> <td><a href="http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102029.pdf">http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102029.pdf</a></td> </tr> <tr> <td></td> <td>富山大学理事補佐に関する規則第2条</td> </tr> <tr> <td></td> <td><a href="http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102013.pdf">http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102013.pdf</a></td> </tr> <tr> <td>学部長</td> <td>富山大学学則第28条、第31条、第32条</td> </tr> <tr> <td>和漢医薬学総合研 究所長</td> <td>富山大学大学院学則第9条、第11条</td> </tr> <tr> <td>附属病院長</td> <td><a href="http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0301001.pdf">http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0301001.pdf</a></td> </tr> <tr> <td>大学院教育部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大学院教職実践開 発研究科長</td> <td></td> </tr> </table>		<a href="http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102001.pdf">http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102001.pdf</a>	副学長	富山大学学則第25条から第27条の3	学長特別補佐	富山大学副学長に関する規則第2条	学長補佐	<a href="http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102010.pdf">http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102010.pdf</a>	学長特命補佐	富山大学学長特別補佐に関する規則第2条	理事補佐	<a href="http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102011.pdf">http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102011.pdf</a>		富山大学学長補佐に関する規則第2条		<a href="http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102012.pdf">http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102012.pdf</a>		富山大学学長特命補佐に関する規則第2条		<a href="http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102029.pdf">http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102029.pdf</a>		富山大学理事補佐に関する規則第2条		<a href="http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102013.pdf">http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102013.pdf</a>	学部長	富山大学学則第28条、第31条、第32条	和漢医薬学総合研 究所長	富山大学大学院学則第9条、第11条	附属病院長	<a href="http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0301001.pdf">http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0301001.pdf</a>	大学院教育部長		大学院教職実践開 発研究科長	
	<a href="http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102001.pdf">http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102001.pdf</a>																																			
副学長	富山大学学則第25条から第27条の3																																			
学長特別補佐	富山大学副学長に関する規則第2条																																			
学長補佐	<a href="http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102010.pdf">http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102010.pdf</a>																																			
学長特命補佐	富山大学学長特別補佐に関する規則第2条																																			
理事補佐	<a href="http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102011.pdf">http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102011.pdf</a>																																			
	富山大学学長補佐に関する規則第2条																																			
	<a href="http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102012.pdf">http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102012.pdf</a>																																			
	富山大学学長特命補佐に関する規則第2条																																			
	<a href="http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102029.pdf">http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102029.pdf</a>																																			
	富山大学理事補佐に関する規則第2条																																			
	<a href="http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102013.pdf">http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102013.pdf</a>																																			
学部長	富山大学学則第28条、第31条、第32条																																			
和漢医薬学総合研 究所長	富山大学大学院学則第9条、第11条																																			
附属病院長	<a href="http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0301001.pdf">http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0301001.pdf</a>																																			
大学院教育部長																																				
大学院教職実践開 発研究科長																																				
原則2-2-1 役員会の議事録		<p>役員会の議事については議事要旨を作成し、速やかに公表を行っている。</p> <p>▶ 役員会議事要旨</p> <p><a href="https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/public/organization/board-index/">https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/public/organization/board-index/</a></p>																																		
原則2-3-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		<p>外部の経験を有する人材の経験と知見の活用を図るため、富山大学役員規則第3条に、役員のうち理事及び監事に、本法人の役員又は職員でない者が含まれるようにすることを定めており、選任理由と併せて学外からの登用である旨の公表を行っている。</p> <p>また、学長特別補佐及び学長特命補佐として、外部の経験を有する人材(学長特別補佐 3名、学長特命補佐 2名)についても、その選任理由と併せて公表を行っている。</p> <p>▶ 富山大学役員規則(再掲)</p> <p><a href="http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102001.pdf">http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102001.pdf</a></p> <p>役員紹介(学長特別補佐及び学長特命補佐についても掲載)</p> <p><a href="https://www.u-toyama.ac.jp/outline/overview/officer/">https://www.u-toyama.ac.jp/outline/overview/officer/</a></p>																																		
補充原則3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果た		<p>経営協議会の学外委員選考に当たっては、富山大学経営協議会規則第2条において、大学に関し広くかつ高い識見を有する者から教育研究評議会の意見を聴いて、学長が任命すること、委員の過半数は学外委員とすることを定めた上で、産業界や関係自治体等の多様な関係者を選考し、その識見を本法人の経営に活用することとしている。これにより、選考した委員については大学ウェブサイトにおいて公表を行って</p>																																		

<p>すための運営方法の工夫</p>	<p>る。</p> <p>また、協議会の運営方法の工夫として、会議資料を学外委員に理解いただきやすいような構成・内容にするとともに、事前に資料を送付し、当日、各委員から専門性に基づく意見を募ることができるような工夫を行っている。さらに、外部委員からの意見は、その対応状況と併せて、大学ウェブサイトに掲載している。</p> <p>➤富山大学経営協議会規則  <a href="https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/public-r03_02.pdf">https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/public-r03_02.pdf</a>  経営協議会名簿  <a href="https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/public-r03_03.pdf">https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/public-r03_03.pdf</a>  経営協議会学外委員からの主な意見と本学の対応状況  <a href="https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/public/organization/management-opinions/">https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/public/organization/management-opinions/</a></p>
<p><b>補充原則3-3-1①</b>  法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>	<p>本学学長選考会議は、「富山大学学長選考会議規則」に定める委員によって組織されており、学長の選考にあたり、学長に求められる資質及び能力並びに学長選考の手続及び方法などの選考の基準「富山大学にふさわしい学長像」を定めた上で、推薦のあった学長候補適任者の公開討論会、学内意向調査を参考に同会議が面接等を実施した上で、推薦時に提出された書類(履歴、所信等)、公開討論会、面接の結果等をもとに審議し、同会議の総意をもって学長候補適任者を決定している。</p> <p>また、選考の基準、結果、過程及び理由については、都度、学内教職員向け掲示板や大学ウェブサイト等での公示を行っている。</p> <p>➤富山大学学長選考会議規則  <a href="https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/public-r03_06.pdf">https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/public-r03_06.pdf</a>  富山大学学長選考規則  <a href="https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/public-07.pdf">https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/public-07.pdf</a>  選考の基準(学長選考会議公示第1-2号)  <a href="https://www.u-toyama.ac.jp/news/2018/doc/180627-senkou2.pdf">https://www.u-toyama.ac.jp/news/2018/doc/180627-senkou2.pdf</a>  学長候補者の決定について、次期学長候補者選考の経緯と理由(学長選考会議公示第5号)  <a href="https://www.u-toyama.ac.jp/news/2018/doc/181105-senkou5.pdf">https://www.u-toyama.ac.jp/news/2018/doc/181105-senkou5.pdf</a>  平成30年度第4回学長選考会議議事要旨  <a href="https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/30_04_president.pdf">https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/30_04_president.pdf</a></p>
<p><b>補充原則3-3-1②</b>  法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>	<p>本学学長選考会議における学長の任期の審議については、平成25年3月に学長の任期を改正した上で、学長が適切にリーダーシップを発揮できる任期について改めて平成28年度から2年間の議論を行い、安定的なリーダーシップの発揮に向けた期間として、学長任期を4年とすることを確認した。また、同様に、再任の可否や再任を可能とする場合の上限設定の有無についても検討の上、再任を一回限り可と決定し、富山大学役員規則に定めた上で大学ウェブサイト等において公表を図っている。</p>

		<p>▶富山大学役員規則(再掲)</p> <p><a href="https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/public-r03_01.pdf">https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/public-r03_01.pdf</a></p> <p>平成24年度第5回(持ち回り)学長選考会議議事要旨</p> <p><a href="https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/24_05_president.pdf">https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/24_05_president.pdf</a></p> <p>平成30年度第4回学長選考会議議事要旨(再掲)</p> <p><a href="https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/30_04_president.pdf">https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/30_04_president.pdf</a></p>
<p><b>原則3-3-2</b></p> <p>法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>本法人の長の解任を申し出るための手続きについては、富山大学学長選考会議規則第3条第3号において、学長の解任の申出について学長選考会議による審査、議決の上、文部科学大臣に対して申し出ることができることを定めている。また、富山大学学長の解任手続きに関する規則(平成18年10月10日制定)を定め、同規則は、大学ウェブサイトにて公表を行っている。</p> <p>▶富山大学学長選考会議規則(再掲)</p> <p><a href="https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/public-r03_06.pdf">https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/public-r03_06.pdf</a></p> <p>富山大学学長の解任手続に関する規則</p> <p><a href="https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/public-08.pdf">https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/public-08.pdf</a></p>
<p><b>補充原則3-3-3②</b></p> <p>法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>本学学長選考会議は、富山大学学長選考会議規則第3条に定める学長の業績評価のうち、中間評価(学長の任期半ばに実施)の実施に当たっては、同会議において、評価結果の本人への提示方法及び公表方法を検討、実施している。</p> <p>評価結果については、学長選考会議において審議・了承の後、学長選考会議議長及び副議長から、学長に対し業績評価・学長選考会議の意見を説明し、今後の法人経営に向けた助言等を行った上で大学ウェブサイトにおいて公表を行っている。</p> <p>▶富山大学学長選考会議規則(再掲)</p> <p><a href="https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/public-r03_06.pdf">https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/public-r03_06.pdf</a></p> <p>学長の業績評価</p> <p><a href="https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/public/organization/president-hyouka/">https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/public/organization/president-hyouka/</a></p>
<p><b>原則3-3-4</b></p> <p>大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>学長選考会議では、学長の業績評価を実施する際に、大学ガバナンスとリーダーシップについて、本学が最も経営力を発揮できる体制の在り方の検討を行っている。現時点では、大学総括理事を置くこととすべきであるとの意見は出ていないが、設置の可否は今後の検討課題としている。</p> <p>▶富山大学学長選考会議規則(再掲)</p> <p><a href="https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/public-r03_06.pdf">https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/public-r03_06.pdf</a></p>
<p><b>基本原則4及び原則4-2</b></p> <p>内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>	更新あり	<p>「国立大学法人富山大学業務方法書」第2条において、内部統制システムの整備と継続的な見直し、役職員への周知や研修の実施、必要な情報システムの更新に努めることを規定している。本法人の内部を統制する仕組みとして、適正な職務の実施と社会的倫理の維持に向け、「富山大学におけるコンプライアンスの推進に関する規則」第5条から第9条により、学長をコンプライアンス推進における最高責任者(コンプライアンス</p>

		<p>ス最高責任者)とした運用体制を整備し、実施している。さらに、「国立大学法人富山大学 役職員行動規範」及び「富山大学研究者倫理・行動規範」を定め、役職員は不断の実践に努めることとし、本学での研究活動に際しての不正防止等に関する取組み、公的研究費の責任・管理体制、公的研究費使用の際のルール等を大学ウェブサイトにて周知している。</p> <p>また、コンプライアンスに関する内部通報・外部通報窓口を設置しているほか、内部監査制度を通じて業務及び財務会計に関する内部統制の整備及び運用状況の検証を行っている。</p> <p>➤富山大学におけるコンプライアンスの推進に関する規則  <a href="http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0105120.pdf">http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0105120.pdf</a>  富山大学コンプライアンス推進体制図  <a href="https://www.u-toyama.ac.jp/outline/vision/compliance/">https://www.u-toyama.ac.jp/outline/vision/compliance/</a></p> <p>内部統制システムの見直しに関しては、年度ごとに定める重点項目に基づき、自己点検を実施し、必要に応じて改善を図ることとしている。令和元年度は、「リスク評価と対応に関する事項」を重点項目として、部局ごとに点検を行い、リスク事象発生後に注意喚起と低減策を実施できたか、災害時の初動体制にかかる情報共有の状況等について確認を行った。確認の結果、課題・改善点として次年度にフォローアップするとした防災訓練は、令和2年10月に教職員・学生の避難、危機対策本部の立ち上げ、安否確認等により初めて全学的に実施した。</p> <p>また、令和2年度の重点項目として「入札・契約に関する事項」に関して自己点検を実施し、内部統制が有効に機能していることを確認した。</p>
<b>原則4-1</b> 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫	更新 あり	<p>本学ウェブサイトの法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報については、対象者や情報分野ごとに区分して、目的の情報にたどり着きやすいよう工夫を行っている。さらに、令和3年4月1日付で、本学公式ウェブサイトのリニューアルを行い、トピックやイベントの表示を大きくするなど、大学が発信する情報にたどり着きやすくするための工夫を続けている。</p> <p>また、広報誌についてもリニューアルを行い、情報を受け取る側に、大学の取組をわかりやすく、かつ、身近に感じてもらえる情報を発信するよう心がけている。</p>
<b>補充原則4-1①</b> 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況	更新 あり	<p>本法人の情報は、本学ウェブサイト、発行する広報誌、SNS、各種情報ツール等の、本学が主体的に発信する媒体や、本学からの教育研究の成果や本学が実施する各種イベントのプレスリリース等の情報に基づく各種新聞・テレビ等の外部媒体を用いて公表を行っている。</p> <p>➤本学ウェブサイト  <a href="https://www.u-toyama.ac.jp/">https://www.u-toyama.ac.jp/</a>  情報誌「まなばれ」  <a href="https://www.u-toyama.ac.jp/outline/pr/publication/manabare/">https://www.u-toyama.ac.jp/outline/pr/publication/manabare/</a></p>

	<p>富山大学 News Letter  <a href="https://www.u-toyama.ac.jp/outline/pr/publication/news-letter/">https://www.u-toyama.ac.jp/outline/pr/publication/news-letter/</a></p> <p>SNS      YouTubeチャンネル <a href="http://www.youtube.com/user/tomidaimovie">http://www.youtube.com/user/tomidaimovie</a>  facebook <a href="http://www.facebook.com/univ.toyama">http://www.facebook.com/univ.toyama</a>  Twitter <a href="https://twitter.com/univ_toyama">https://twitter.com/univ_toyama</a></p> <p>情報ツール</p> <p>とみだいiNfo(在学生向け情報提供アプリ)※  <a href="https://www.u-toyama.ac.jp/studentsupport/tomidai-apps/">https://www.u-toyama.ac.jp/studentsupport/tomidai-apps/</a></p> <p>入試情報アプリ  <a href="https://www.u-toyama.ac.jp/admission/admission-app/">https://www.u-toyama.ac.jp/admission/admission-app/</a></p> <p>大学公式ウェブサイトについては、トップページに、「受験生」、「地域・一般」、「企業・研究者」等の対象者ごとに情報を集約したページに移動するためのインデックスを設置しており、移動先のページ内においても、大まかな項目の中に詳細情報を示したリンクを設置するなど必要な情報を探しやすいようにする工夫を行っている。</p> <p>また、本学公式ウェブサイトのリニューアルにより、トピックやイベントの表示を大きくするなど、目的の情報によりたどり着きやすくするための工夫を続けている。</p> <p>発行する広報誌については、本学の教育・研究活動等が新たな価値の創造やライフスタイルを生んでいくことを、さらにわかりやすく、おもしろく伝える「まなばれ」を発行しており、読者に、大学の取組をわかりやすく、かつ、身近に感じてもらえる内容となるように心がけている。</p> <p>その他、本学の在学生や本学への入学を希望している受験生向けの情報発信ツールとして、在学生向けには授業開講情報やWebシラバス等の情報発信(とみだいiNfo)や、受験生向けには入試情報やオープンキャンパス等のイベント情報発信を行う、スマートフォン用アプリケーションをそれぞれ公開し、学生や受験希望者がより気軽に情報を受け取ることができるような工夫を行っている。</p>
<p><b>補充原則4-1②</b>  学生が享受できた教育成果を示す情報</p>	<p>本学学生が享受できる以下の教育成果の情報は以下のとおり、公表を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)</li> <li>・教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)</li> <li>・入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)(以下「3ポリシー」という。)</li> <li>・カリキュラムマップ  <a href="https://www.u-toyama.ac.jp/outline/3policy/policy/">https://www.u-toyama.ac.jp/outline/3policy/policy/</a></li> <li>・Webシラバス(授業科目概要(授業のねらいとカリキュラム上の位置付け、教育目標、達成目標、授業計画、授業科目選択及び履修の際の情報)を掲載)  <a href="http://syllabus.adm.u-toyama.ac.jp/syllabus/">http://syllabus.adm.u-toyama.ac.jp/syllabus/</a></li> <li>・学部ごとの各科目における学生の満足度(授業評価アンケート(各授業及び大学全体としての授業改善のための基礎資料)の際に、5段階での調査を行った結果のとりまとめ)  <a href="http://www3.u-toyama.ac.jp/cei/enquete.html">http://www3.u-toyama.ac.jp/cei/enquete.html</a></li> </ul>

	<p>・卒業・修了者の進路状況</p> <p><a href="https://www.u-toyama.ac.jp/studentsupport/employment/statistical-data/state/">https://www.u-toyama.ac.jp/studentsupport/employment/statistical-data/state/</a></p> <p>また、入学者選抜要項、学部案内等の冊子等にアドミッション・ポリシーを記載し、受験者等へ配布・周知を行っているほか、入学者へ配布する各学部等の履修案内に3ポリシーを記載し、Webシラバスは学生が普段から確認しやすいように、「とみだいiNfo」にも掲載している。</p> <p>なお、本学は、大学全体の3ポリシーと各学部等の3ポリシーを定めており、3ポリシーは、卒業認定・学位授与の方針を定めた上で、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針を定めることにより、一貫性をもたせている。また、「学生が身に付けるべき知識・能力(幅広い知識、専門的学識、問題発見・解決力、社会貢献力、コミュニケーション能力)」を設定し、学修成果の到達目標や成果の評価方法を示すことで、より具体的な情報をあらかじめ確認できるようになっている。</p> <p>▶入学者選抜要項(抜粋)</p> <p>学部</p> <p><a href="https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/R03-senbatsuyoukou.pdf">https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/R03-senbatsuyoukou.pdf</a></p> <p>大学院</p> <p><a href="https://www.eco.u-toyama.ac.jp/_pdf/admission/master2021j.01.pdf">https://www.eco.u-toyama.ac.jp/_pdf/admission/master2021j.01.pdf</a></p>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>	<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報</p> <p>▶組織に関する情報</p> <p><a href="https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/law22/organization/">https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/law22/organization/</a></p> <p>▶業務に関する情報</p> <p><a href="https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/law22/operation/">https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/law22/operation/</a></p> <p>▶財務に関する情報</p> <p><a href="https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/law22/financial/">https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/law22/financial/</a></p> <p>▶評価・監査に関する情報</p> <p><a href="https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/law22/audit/">https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/law22/audit/</a></p> <p>▶出資法人に関する情報</p> <p><a href="https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/law22/fund/">https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/law22/fund/</a></p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報</p> <p>▶附属病院長の選考について</p> <p><a href="https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/public/hospital-director/">https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/public/hospital-director/</a></p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報</p> <p>▶富山大学医療安全管理業務監査委員会委員名簿及び委員の選定理由</p> <p><a href="http://www.hosp.u-toyama.ac.jp/guide/about/pdf/20190628.pdf">http://www.hosp.u-toyama.ac.jp/guide/about/pdf/20190628.pdf</a></p>